

不定期刊行物

翔 へ、優 駿

(第43号) 平成25年1月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔へ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

昨年は私が会長を務めていた益田西ロータリークラブ創立35周年記念事業として6月23日(土)、24日(日)に田淵久美子さん原作のミュージカル「とびらのむこうに」を上演しました。当初は24日の1回公演の予定でしたが、田淵さんを初めとするスタッフの熱意に負けて2回公演となり、人口5万人の益田市では1,300席を2日間満席にするのは無理で、ある程度空席はできるだろうと覚悟しておりました。ところが蓋を開けてみると、両日とも1,300満席になっただけでなく、補助席や立ち見席でも足らず、お帰りいただいたお客さんが出るほどの盛況でした。このミュージカルのクライマックスシーンでは管理官が大蛇に倒されるのですが、今回の大蛇は石見神楽の大蛇が演じました。その大蛇の人は、神楽では何時もスサノウの命に退治される役ばかりでしたが、このミュージカルに出演して、生まれて初めて人間に勝つ役を演じることができましたと語っておられました。今年は巳年、蛇の年です。スサノウの命に退治される悪役の敗者の大蛇ではなく、管理官を倒す正義の大蛇を目指したいものです。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

国旗国歌法について

今日、1月1日は国民の休日である日本国の国旗である日の丸を掲揚するのが習わしですが、この日の丸は「国旗及び国歌に関する法律」（略称：国旗国歌法）という名前の法律第1条に規定されています。国旗国歌法は、たった2条しかない法律です。第1条は「1 国旗は、日章旗とする。 2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。」、第2条は「1 国歌は、君が代とする。 2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。」となっています。そして、別記第一には、日の丸のデザインを文章で書かれています。それによると、日の丸の縦横の比率は縦が横の3分の2、丸の大きさは直径が国旗の縦の寸法の5分の3、中心位置は旗の中心とされています。そして色については、誰でも知っている高野辰之作詞、岡野貞一作曲の「日の丸の旗」という曲に「白地に赤く 日の丸染めて ああ美しい 日本の旗は」と歌われているように、白地に赤ではなく、白地に「紅」とされています。

では日の丸は何時から日本の国旗になったかという点、法律上は明治3年（1870年）1月27日に制定された商船規則（太政官布告第57号）において日本船の目印として採用されました。それ以来、海上保安庁法（昭和23年）、自衛隊法（昭和29年）、商標法（昭和34年）などに国旗が規定されてきました。しかし、日の丸の国旗としての正当性に対する反対意見も根強かったため、平成11年（1999年）8月13日法律第127号として、「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸は国旗としてと地位を完全なものとなりました。

なお、国旗国歌法別記第二には、歌詞として「君が代は 千代に八千代に さざれ石のいわおとなりて こけのむすまで」と規定しており、楽曲として楽譜が規定されています。一般的には巖（いわお）、苔（こけ）と漢字で歌詞を書かれることが多いのですが、法律上は平仮名が正解です。

この君が代は、元々は905年編纂の古今和歌集に読人しらずとして載っていた歌詞に、明治明治13年（1880年）に林廣守によって曲が付けられ、以来、次第に国歌として扱われるようになって来ました。君が代の国歌としての正当性に対する疑念に終止符が打たれたのは、日の丸と同じく国旗国歌法の制定の時です。

日の丸や君が代には色々な意見があったことも事実ですが、国には国旗と国歌があるのが普通ですから、国旗のデザインや国歌の歌詞・楽曲に不満があり、変更したいという意見は兎も角、国旗国歌法の制定により日本も当たり前の国になったと言えます。

当事務所の業務開始は1月7日（月）です。

当事務所では12月29日（土）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）または代表者個人の携帯電話（090-7130-9543）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。